

宮崎大学公的研究費不正防止計画

平成20年4月1日策定
[平成21年4月1日改定] [平成22年4月1日改定]
[平成23年4月1日改定] [平成24年4月1日改定]
[平成25年4月1日改定] [平成26年10月1日改定]
[平成27年6月24日改定]

1. 不正防止に向けた重点項目の実施

不正防止については、規程及びそれに基づく各種の施策において計られているところであるが、更に本計画において、不正が生じやすい「物品調達」、「旅費の支給」及び「謝金の支給」について、以下のとおり重点的に実施する。

(1) 物品検収の確実な実施

- ① 本学に納入されるすべての物品検収は、原則として検収センター職員が行う。
- ② 検収は、別に定めるマニュアルにより確実に実施するとともに、その方法等を学内関係者及び納入業者に対して周知徹底する。

(2) 旅費の事実確認

- ① 出張者は、復命書を作成するに当たり、用務が研究打合せ等である場合は復命書に打合せの相手方の所属・氏名を記述する。
- ② 財務部照査・検収室は、①に基づき、無作為抽出による事実確認を不定期に実施する。

(3) 謝金の事実確認

- ① 従事者（学生等）は、業務終了後、次の手続きを行うものとする。
 - ア) 出勤表（兼実施報告書）を部局担当係に持参する。
 - イ) 業務実施に伴い成果物が発生する場合は、出勤表に成果物の一部を添付する。
- ② 部局担当係は、業務内容等について、必要に応じ、従事者本人から直接事実を確認する。
- ③ 財務部照査・検収室は、無作為抽出による勤務状況の事実確認を不定期に実施する。

(4) 研究者等及び取引業者のルール遵守誓約書の提出

- ① 「国立大学法人宮崎大学における公的研究費の適正管理に関する規程」（以下、「規程」という）第6条第2項の規定により、研究者等から関係ルールを遵守する旨の誓約書（別紙1）の提出を求める。
- ② 規程第13条第3項第1号に規定する対策として、一定の取引実績のある取引業者から誓約書（別紙2）の提出を求める。

(5) 不正防止意識の啓発

説明会、研修会及び各種会議などにおいて不正防止に関する説明を行い意識の啓発を図る。

(6) その他

上記のほか、個別事案の対応については、別に定める。

2. 不正防止計画の見直し

不正防止計画推進室は、本計画が不正を防止する上で適正かつ適切な内容であるかどうか、毎年度一回以上、その見直しを行うものとする。

公的研究費に関する誓約書

私^(注1)は、公的研究費により研究等を遂行するに当たり、本学の関係規則等を理解し、これを遵守します。

また、この資金が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、研究等において不正行為を行わないことを約束します。

なお、規則等に違反して、不正を行った場合、本学や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担することを誓います。

平成 年 月 日

所属部局等

氏名(注1)

[作成・保管について]

1. この誓約書は、公的研究費に携わる研究者等が作成し、(注1)に氏名を自署してください。
2. 「公的研究費」及び「研究者等」とは、公的研究費の適正管理に関する規程第3条の定義による。よって、「研究等」には公的研究費の執行や管理及び研究補助を含む。
3. この誓約書は、研究者等が所属する部局で、関係書類とともに保管してください。

公的研究費に関する誓約書

私共は、国立大学法人宮崎大学（以下、「宮崎大学」という。）との取引において、宮崎大学の規則等を遵守し、不正に関与しないことを約束します。

また、宮崎大学が行う内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

なお、不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議を申し立てしません。

宮崎大学の研究者等から不正な行為の依頼等があった場合は、通報します。

平成 年 月 日

住 所

会社名

代表者名

印

※ 研究者等とは、国立大学法人宮崎大学における公的研究費の適正管理に関する規程第3条第2項に定める本学職員その他公的研究費に関連するすべての者をいいます。